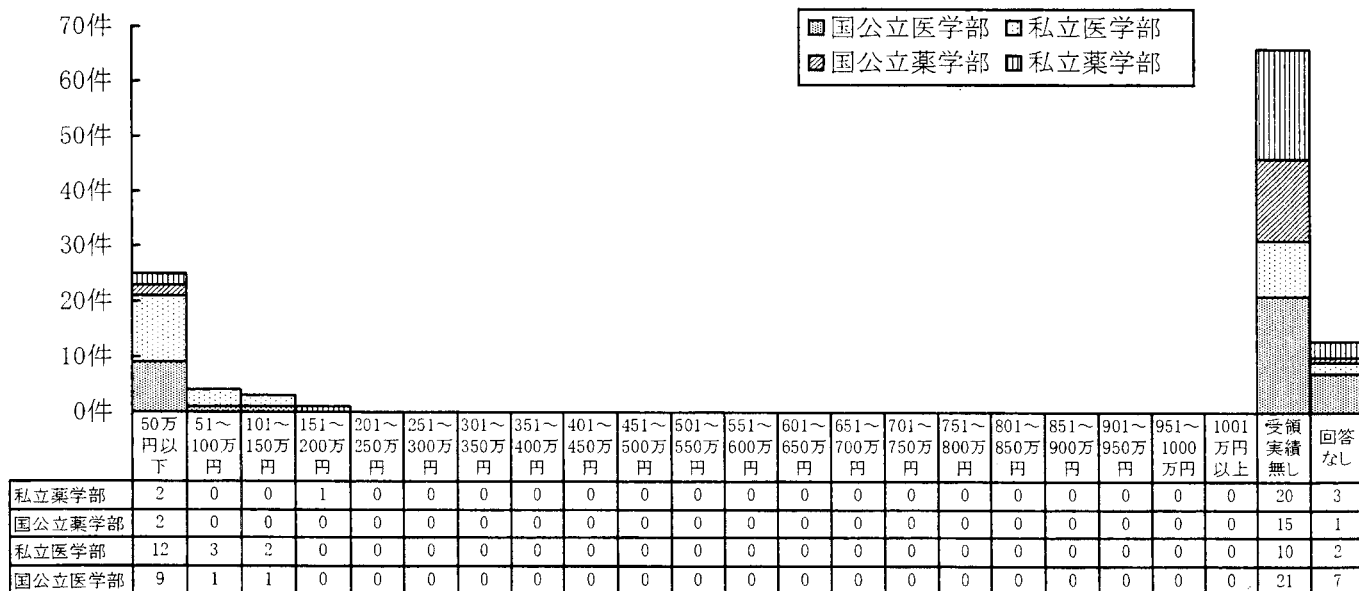


5.3.3 直近の一年間に3番目に多く寄附金等総額を受領された企業からの奨学寄附金以外の資金の総額をお答えください。(一万円以下は切り上げ)(単一回答)

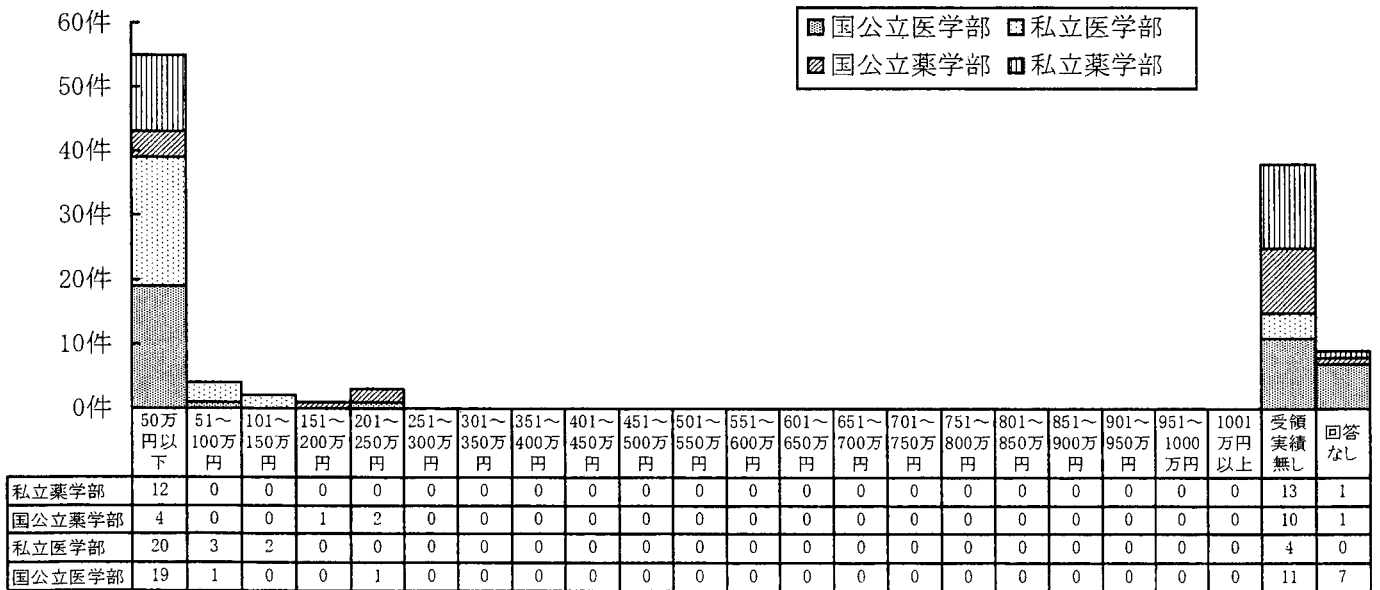
- | | | |
|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 50万円以下 | <input type="checkbox"/> 8. 351万円～400万円 | <input type="checkbox"/> 15. 701万円～750万円 |
| <input type="checkbox"/> 2. 51万円～100万円 | <input type="checkbox"/> 9. 401万円～450万円 | <input type="checkbox"/> 16. 751万円～800万円 |
| <input type="checkbox"/> 3. 101万円～150万円 | <input type="checkbox"/> 10. 451万円～500万円 | <input type="checkbox"/> 17. 801万円～850万円 |
| <input type="checkbox"/> 4. 151万円～200万円 | <input type="checkbox"/> 11. 501万円～550万円 | <input type="checkbox"/> 18. 851万円～900万円 |
| <input type="checkbox"/> 5. 201万円～250万円 | <input type="checkbox"/> 12. 551万円～600万円 | <input type="checkbox"/> 19. 901万円～950万円 |
| <input type="checkbox"/> 6. 251万円～300万円 | <input type="checkbox"/> 13. 601万円～650万円 | <input type="checkbox"/> 20. 951万円～1000万円 |
| <input type="checkbox"/> 7. 301万円～350万円 | <input type="checkbox"/> 14. 651万円～700万円 | <input type="checkbox"/> 21. 1001万円以上 |
| | | <input type="checkbox"/> 22. 受領実績無し |



(4)企業からの個人的な報酬について

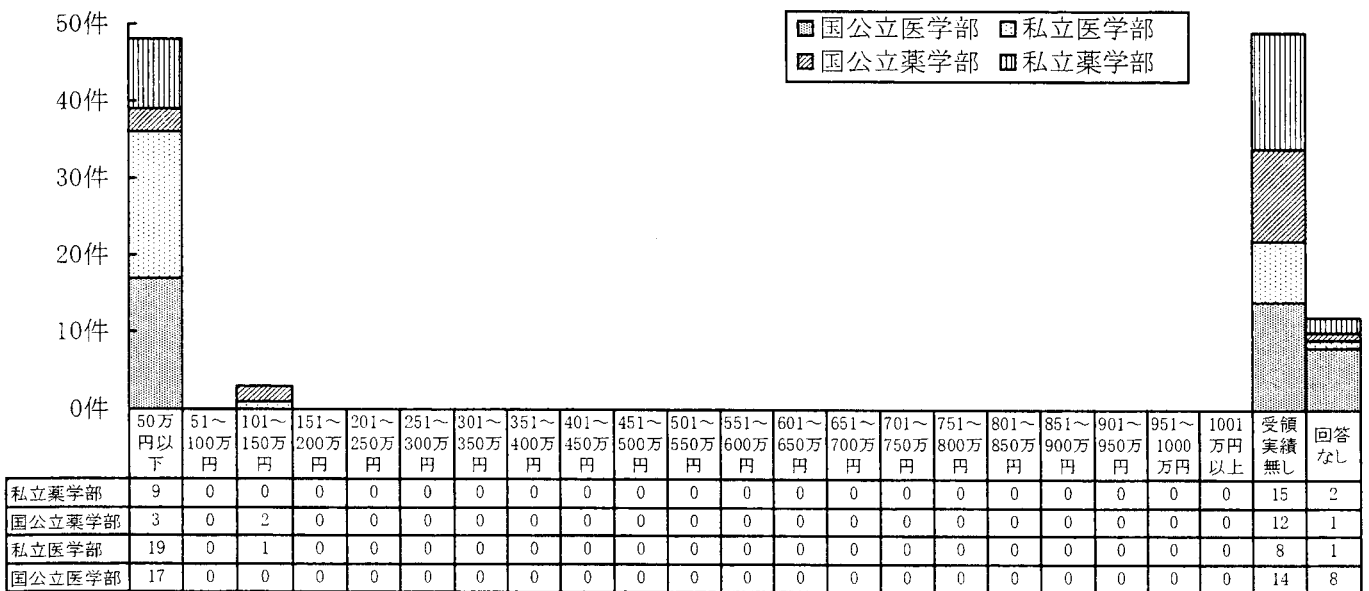
5.4.1 直近の一年間に一番多く寄附金等総額を受領された企業からのコンサルタント料等の個人的な報酬の総額をお答えください。(一万円以下は切り上げ)(単一回答)

- 1. 50万円以下
- 2. 51万円～100万円
- 3. 101万円～150万円
- 4. 151万円～200万円
- 5. 201万円～250万円
- 6. 251万円～300万円
- 7. 301万円～350万円
- 8. 351万円～400万円
- 9. 401万円～450万円
- 10. 451万円～500万円
- 11. 501万円～550万円
- 12. 551万円～600万円
- 13. 601万円～650万円
- 14. 651万円～700万円
- 15. 701万円～750万円
- 16. 751万円～800万円
- 17. 801万円～850万円
- 18. 851万円～900万円
- 19. 901万円～950万円
- 20. 951万円～1000万円
- 21. 1001万円以上
- 22. 受領実績無し



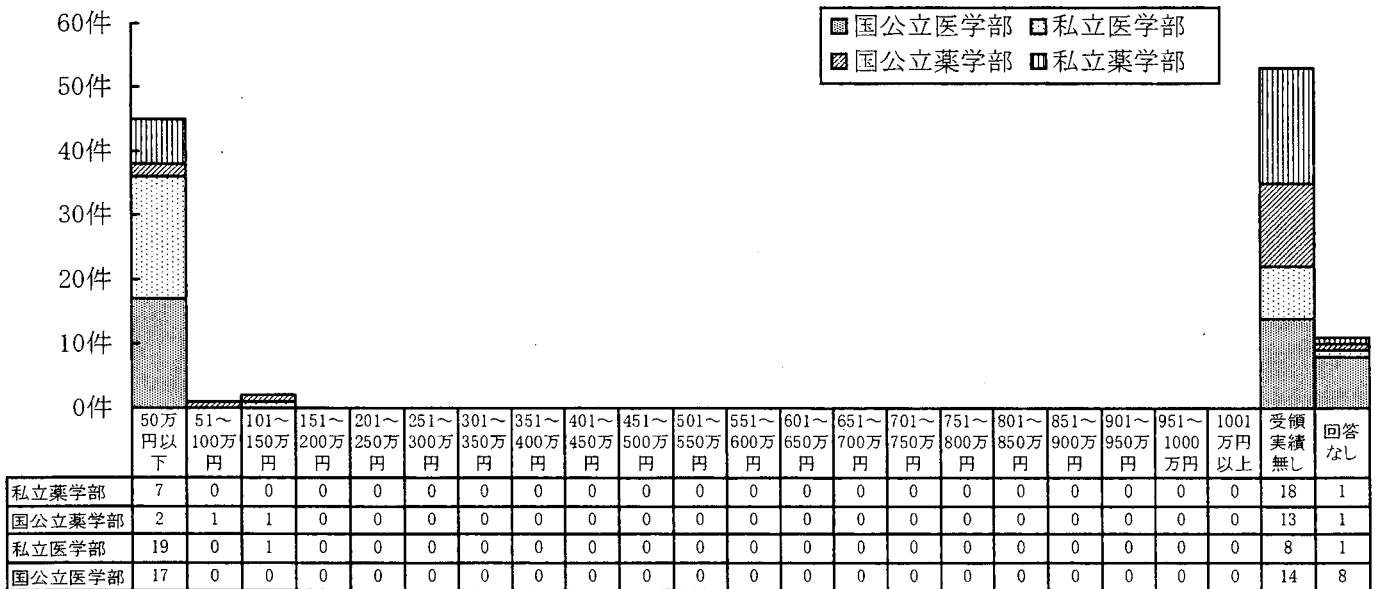
5.4.2 直近の一年間に2番目に多く寄附金等総額を受領された企業からのコンサルタント料等の個人的な報酬の総額をお答えください。(一万円以下は切り上げ) (単一回答)

- 1. 50万円以下
- 2. 51万円～100万円
- 3. 101万円～150万円
- 4. 151万円～200万円
- 5. 201万円～250万円
- 6. 251万円～300万円
- 7. 301万円～350万円
- 8. 351万円～400万円
- 9. 401万円～450万円
- 10. 451万円～500万円
- 11. 501万円～550万円
- 12. 551万円～600万円
- 13. 601万円～650万円
- 14. 651万円～700万円
- 15. 701万円～750万円
- 16. 751万円～800万円
- 17. 801万円～850万円
- 18. 851万円～900万円
- 19. 901万円～950万円
- 20. 951万円～1000万円
- 21. 1001万円以上
- 22. 受領実績無し



5.4.3 直近の一年間に3番目に多く寄附金等総額を受領された企業からのコンサルタント料等の個人的な報酬の総額をお答えください。(一万円以下は切り上げ)(単一回答)

- 1. 50万円以下
- 2. 51万円～100万円
- 3. 101万円～150万円
- 4. 151万円～200万円
- 5. 201万円～250万円
- 6. 251万円～300万円
- 7. 301万円～350万円
- 8. 351万円～400万円
- 9. 401万円～450万円
- 10. 451万円～500万円
- 11. 501万円～550万円
- 12. 551万円～600万円
- 13. 601万円～650万円
- 14. 651万円～700万円
- 15. 701万円～750万円
- 16. 751万円～800万円
- 17. 801万円～850万円
- 18. 851万円～900万円
- 19. 901万円～950万円
- 20. 951万円～1000万円
- 21. 1001万円以上
- 22. 受領実績無し



Ⅲ. 審議会委員

調査の概要

1.調査の目的

現行の薬事・食品衛生審議会申し合わせ「審議参加に関する遵守事項」の運用に関する実態調査。

2.調査項目

- ① 委員申告フォーマットについて
- ② 情報の開示方法について
- ③ 問題点や改善すべき点について

3.調査対象

薬事・食品衛生審議会薬事分科会委員及び臨時委員であって、本年5月以降に開催された申し合わせの適用部会等に所属する163名を対象として調査を実施した。

4.調査時期

2008年9月2日～9月16日

5.調査方法

調査票（自記式／無記名）を用いた郵送調査

6.回収結果

111通（有効回答率68.1%）

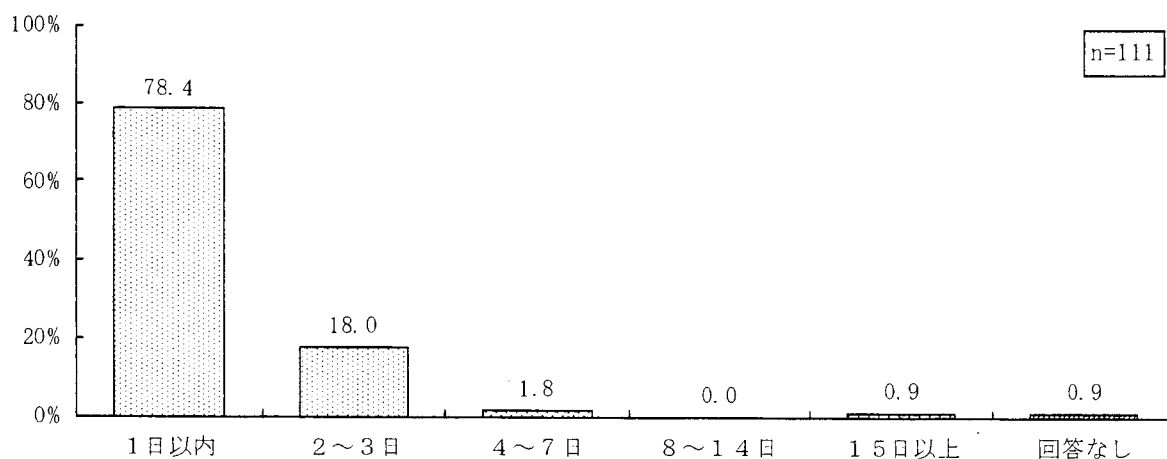
Ⅲ-1.委員申告フォーマットについて

分科会、部会及び調査会（以下、「部会等」）の委員申告フォーマットの記入時間、記入内容、通常業務への影響等についてお伺いいたします。

(1)委員申告フォーマットの記入に要する時間について

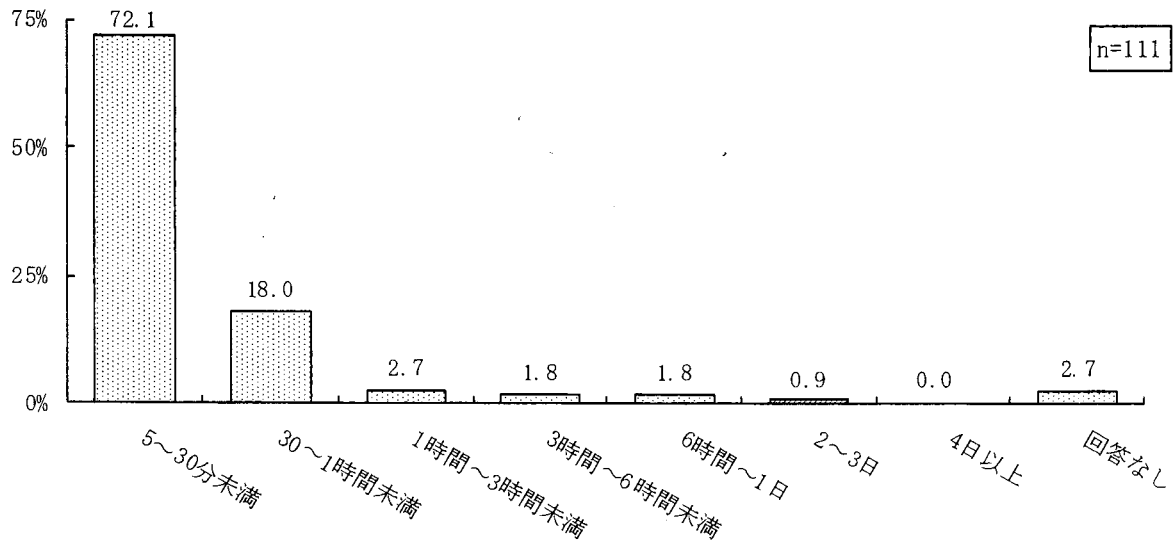
1.1.1 初回の申告において、委員申告フォーマットの記入に要した日数（実際の作業着手から返送に至るまでの日数）について、該当するものに「」をつけてください。（単一回答）

- 1. 1日以内
- 2. 2～3日
- 3. 4～7日
- 4. 8～14日
- 5. 15日以上



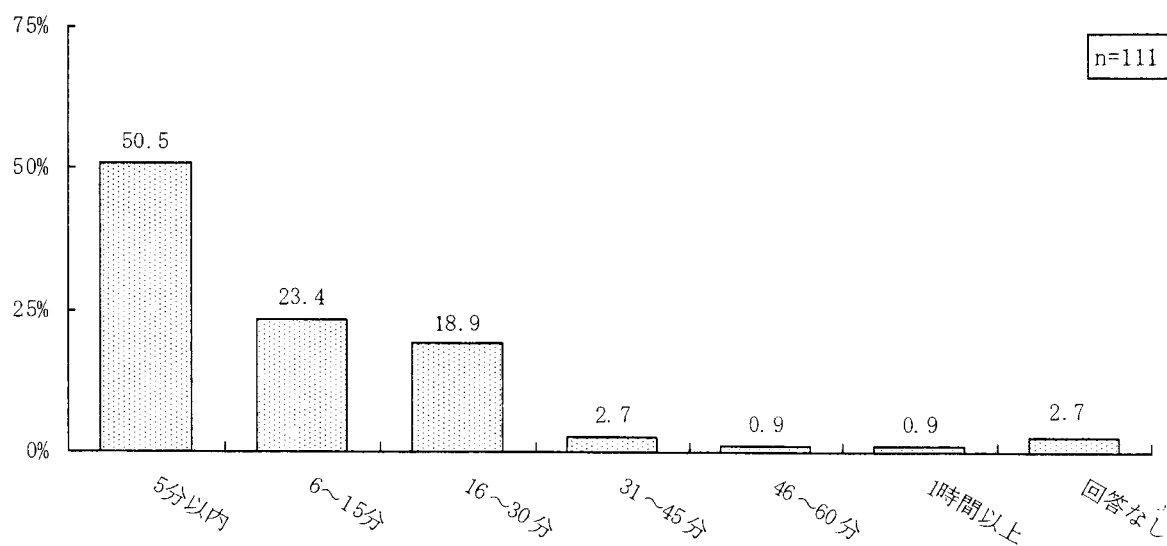
1.1.2 初回の申告において、寄附金等の金額の確認に要した総時間（学内・組織内における問い合わせに要した時間も含む）について、該当するものに「」をつけてください。（単一回答）

- 1. 5～30分未満
- 2. 30～1時間未満
- 3. 1時間～3時間未満
- 4. 3時間～6時間未満
- 5. 6時間～1日
- 6. 2～3日
- 7. 4日以上



1.1.3 初回の申告において、委員申告フォーマットの記入に際し、先生ご自身が実際に拘束された時間について、該当するものに「」をつけてください。(単一回答)

- 1. 5分以内
- 2. 6～15分
- 3. 16～30分
- 4. 31～45分
- 5. 46～60分
- 6. 1時間以上

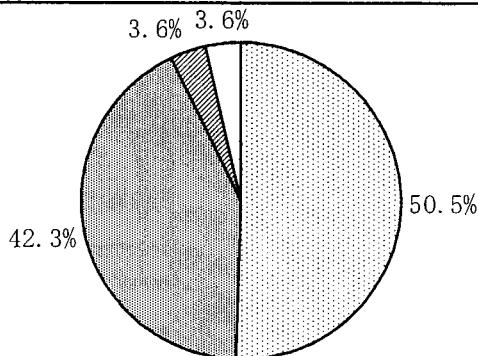


(2)委員申告のフォーマットの記入内容について

1.2.1 寄附金・契約金等の受取額の記載に関して、現行の「受領なし」、「50万円以下」、「50万円超～500万円以下」、「500万円超」の4段階のチェック方式についてどのようにお考えですか。該当するものに「✓」をつけてください。(単一回答)

- 1. 評価できる
- 2. やむを得ない
- 3. あまり評価できない

評価できる やむを得ない あまり評価できない 回答なし



n=111

1.2.2 1.2.1で3に「✓」をつけた方にのみお尋ねします。

どのような点が評価できないかについて、差し支えなければ具体的にご記入をお願いします。(自由記載)

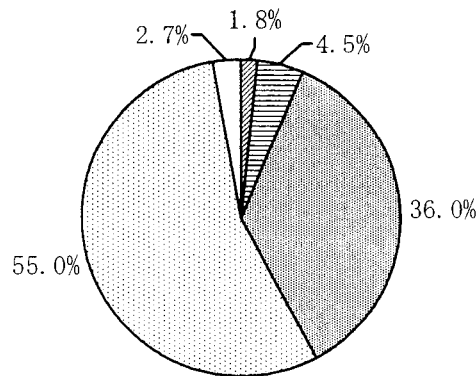
- ・ 受領金額に段階をつける根拠に乏しいのではないか？
- ・ 複雑すぎる。500万円に一本化し、審議に参加可・不可のどちらかにするのが良い。
- ・ 金額の設定根拠が明確ではない。不正防止等を目的とするならば額の多寡に関わらず、受領の有無で判断する方がすっきりとする。

(3)委員申告フォーマットの記入作業の通常業務に与える影響について

1.3.1 委員申告フォーマットの記入作業について、通常業務に対する影響はありますか。該当するものに「✓」をつけてください。(単一回答)

- 1. 影響を感じる
- 2. やや影響を感じる
- 3. あまり影響は感じない
- 4. 影響は感じない

■ 影響を感じる □ やや影響を感じる ▨ あまり影響は感じない □ 影響は感じない □ 回答なし



n=111

1.3.2 1.3.1で1又は2に「✓」をつけた方にのみお尋ねします。

どのような影響があるかについて、差し支えなければ具体的にご記入をお願いします。(自由記載)

- ・ しめ切りが短い
- ・ メールでのやりとりに徹してほしい
- ・ 意図的でなくとももし申告漏れのあった場合を想定すると、資料を捜す要あり。 小額で問題ないと思いつつも、日常業務で目一杯のところ、影響を感じた。今後は了めリスト作成などをしたい。
- ・ 煩わしい。しかし義務であると認識している。

Ⅲ-2.情報の開示方法について

現行の議事録および委員等から提出された申告書のホームページでの開示の方法に関してお伺いいたします。

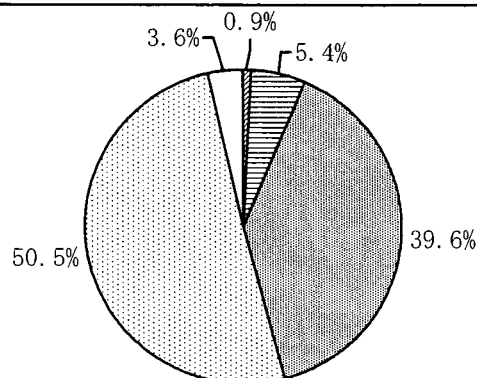
現在、審議参加の可否について、部会等の冒頭で申告状況について報告した内容について、委員名を含め議事録で公開することとされています。また、厚生労働省ホームページで、部会等の公開、非公開に関わらず、委員等から提出された申告書を加工せずにそのまま公開しています。

(1)現行の議事録および申告書のホームページでの開示について

2.1 現行の議事録への審議参加の可否に関する記載及び申告書の公開の方法に関し、どのように感じますか。該当するものに「✓」をつけてください。(単一回答)

- 1. 負担を感じる
- 2. やや負担を感じる
- 3. あまり負担は感じない
- 4. 負担は感じない

■負担を感じる □やや負担を感じる ■あまり負担は感じない □負担は感じない □回答なし



n=111

2.2 2.1で1又は2に「✓」をつけた方にのみお尋ねします。

どのような負担をお感じになるかについて、差し支えなければ具体的にご記入をお願いします。(自由記載)

- ・ 誤解を受けないようにしてほしい
- ・ マスコミなどからの無意味なプレッシャーなど
- ・ 情報のみが「一人歩き」してしまうことを危惧します。

Ⅲ-3.問題点や改善すべき点について

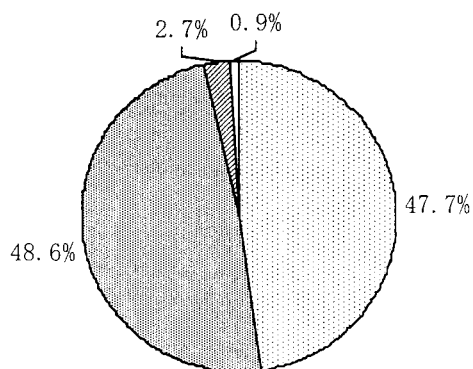
現行の「審議参加に関する遵守事項」に対する全体的な評価についてお伺いします。

(1)現行の「審議参加に関する遵守事項」に対する全体的な評価について

3.1 情報開示の方法も含め、現行のルールについてどのように評価されますか。(単一回答)

- 1. 評価できる
- 2. やむを得ない
- 3. あまり評価できない

□ 評価できる ■ やむを得ない ▨ あまり評価できない □ 回答なし



n=111

3.2 現行の「審議参加に関する遵守事項」に関連して、問題点や改善すべき点がありましたら、どのようなことでも結構ですのでご自由にご記載ください。

<寄附金等について>

- ・ Active な研究者のところに報酬を伴う形でさまざまな依頼が来るのは当然である。
- ・ 大学に所属する者にとって、企業からの寄付はなくてはならないものである。
- ・ 個人の報酬である「コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権」による報酬、講演・原稿執筆料その他これに類する行為による報酬」と、機関経理がなされる委任経理金や受託研究とが、「寄附金・契約金等」と一括されており、寄附金についての国民・社会の誤解を助長させているのではないか。
- ・ 不透明な個人の報酬と透明性のある研究費とは、異なる基準にするべきである。
- ・ 委任経理金扱いの金銭の考え方があいまいである。
- ・ 寄附金、特に奨学金の位置づけを明らかにし、国民の意識改革を図ることが必要である。

<情報公開について>

- ・ 「情報公開」の形式的な証左のために莫大なペーパーと事務作業が費やされていると感じる。
- ・ 審議の透明性を確保するためには情報開示は当然であると考える。
- ・ 利益相反を公開すると審議に参加しにくくなる。

<審議参加の取り扱いについて>

- ・ 利益相反になるとして審議に参加できない人が出てくることは、やむを得ない。
- ・ 審議会の方により負担がかかっているように感じる。
- ・ 審議に本当の専門家ができなくなると思われる。
- ・ 審議の場において、専門家の意見が反映できるシステムが要と思われる。
- ・ 定足数に近い出席率で、審議不参加委員が多い場合、対象医薬品に関する十分な審議ができなくなる。
- ・ 金額の多寡に関係なく受領者は当該審議には参加しないとすべきである。
- ・ 従来行っていた審議対象のみの調査で十分ではないか。

<その他>

- ・ 審議員になることは社会に対する貢献である。
- ・ 報道機関の報道姿勢にも問題があるのではないか。
- ・ 政府の機関としての審議員を守るルール作りを早く確立していただきたい。
- ・ 審査に携わる者の倫理意識の向揚と信頼が大切である。
- ・ 国民、医師、企業の意識改革と開示の徹底化が必要である。